

「愛知県感染防止対策協力金（1/12～2/7 実施分）」

よくある質問（Q & A）

※下線部は2月1日追記分

1. 協力金の概要

1-1. 営業時間短縮等要請の期間はいつですか。

→1月12日（火）から2月7日（日）までの27日間です。

このうち、1月18日（月）から2月7日（日）までの21日間は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に伴い、営業時間短縮要請を強化する期間となります。

1-2. 誰がこの協力金を受け取れますか。

→営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する事業者が、業種別のガイドラインを遵守し、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示を行った上で、営業時間短縮の要請に協力を行った場合に交付されます。

2021年1月12日から1月17日までは、中小企業者等が対象です。

営業時間短縮要請を強化する期間である2021年1月18日から2月7日までは、大企業を交付対象に追加します。

1-3. 営業時間短縮要請の対象でない施設の事業者が自主的に営業時間の短縮を行った場合は協力金の交付対象となりますか。

→交付対象にはなりません。

営業時間短縮要請に協力いただいた方への協力金ですので、要請対象でない施設の自主的な営業時間の短縮については交付対象外です。

1-4. 「愛知県感染防止対策協力金（12/18～1/11 実施分）」の申請と、今回の要請に伴う協力金の申請を、まとめて申請できますか。

→「愛知県感染防止対策協力金（12/18～1/11 実施分）」とまとめて申請はできません。お手数ですが別々に申請してください。

1-5. 2021年1月12日から1月17日までの協力金の申請と、営業時間短縮要請を強化する期間である2021年1月18日から2月7日までの協力金の申請を、まとめて申請できますか。

→「愛知県感染防止対策協力金（1/12～2/7 実施分）」として、まとめて申請してください。

1-6. 協力金の申請はいつから始まりますか。

→申請期間は2月8日（月）から3月12日（金）（当日消印有効）までです。

1-7. 申請書はどこで入手できますか。

→愛知県のホームページからダウンロードしていただくほか、各県民事務所及び各市町村窓口などで配布予定です。

1-8. 申請するにあたり、申請書を直接持参することはできますか。

→新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送としています。

1-9. 業種別ガイドラインとは何ですか。

→自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。

ガイドラインの一覧は、以下の内閣官房のページをご覧ください。

内閣官房ウェブサイト「業種別ガイドラインについて」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【飲食店関係のガイドラインの例】

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

1-10. 申請から交付までにはどれくらいかかりますか。

→審査完了後、適当と認められた場合に指定口座に振り込みます。

支払の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、申請の状況により変動することがあります。

2. 事業主体について

2-1. 2021年1月12日から1月17日までの協力金の対象となる中小企業者等とは何を指しますか。

→中小企業、小規模事業者、個人事業主を対象とします。また、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等の各種法人も対象となります。

2-2. 中小企業の定義はなんですか。

→中小企業基本法における、各業種分類ごとの「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」の規定を満たす企業を指します。

なお、別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断されます。

※参考 URL https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

2-3. 大企業は協力金の交付対象になりますか。

営業時間短縮要請を強化する期間である2021年1月18日から2月7日までの間は、大企業も交付対象になります。

2-4. 愛知県内に施設がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。

→愛知県内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、愛知県内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

2-5. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが交付対象となりますか。

→協力金は、1つの施設につき1交付となります。トラブル防止のためにも委託者と受託者（例：店長とオーナー）どちらが申請するか、相談の上申請してください。

3. 対象となる施設の種類と営業形態について

3-1. 営業時間短縮の要請を受けた施設とは何を指しますか。

→以下の表のとおりとなります。

1月12日から1月17日までは「酒類を提供する飲食店等」が対象ですが、営業時間短縮要請を強化する期間である1月18日から2月7日までは、「飲食店等」に対象が拡大されます。

対象期間	2021年1月12日（火）から 2021年1月17日（日）まで 【6日間】	2021年1月18日（月）から 2021年2月7日（日）まで 【21日間】※要請を強化する期間
対象施設	・酒類を提供する飲食店等 ※飲食店営業許可が必要 ※従前より午前5時から午後9時までの時間帯を超えて営業していることが必要	・飲食店等 ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要 ※従前より午前5時から午後8時までの時間帯を超えて営業していることが必要

3-2. 酒類を提供しない飲食店を営業しています。従前午後10時までとしていた営業時間を、1月12日から午後8時までに短縮しました。1月12日から2月7日までの27日間分の協力金が交付されますか。

→酒類を提供しない飲食店は、1月17日までは営業時間短縮要請の対象外です。1月18日から2月7日までの21日間分の交付となります。

3-3. 喫茶店営業許可のみで営業する飲食店は協力金の交付対象になりますか。

→喫茶店営業許可のみで営業している飲食店等は酒類を提供できない施設であるため、1月12日から1月17日までの期間は交付対象とはなりません。

1月18日から2月7日の期間では酒類を提供しない飲食店も対象施設となるため、要件を満たせば交付対象となります。

3-4. 1月18日から2月7日までの期間では、「酒類の提供」は午後7時までと要請されていますが、午後7時までにラストオーダーをすればよいですか。それとも、実際の酒類の提供が午後7時までになさなければならないのですか。

→酒類の提供について、ラストオーダーを午後7時までとし、午後8時までに閉店してください。

3-5. キッチンカーや露店でテイクアウトの飲食業を行っている場合は、協力金の交

付対象となりますか。

→テイクアウトのみの店舗には営業時間短縮要請を行っていません。

3-6. コンビニエンスストアのイトインスペースは、協力金の交付対象となりますか。

→コンビニエンスストアには営業時間短縮要請を行っていません。

3-7. 飲食店営業許可を受けているネットカフェ、漫画喫茶は営業時間の短縮要請の対象となりますか。

→国の方針を踏まえ、宿泊を目的とする利用が相当程度見込まれる施設でもあることから、営業時間短縮要請の対象外です。

しかし、飲食店として、飲食店営業許可を受け飲食をメインとしている施設は営業時間短縮要請の対象となり、営業時間短縮要請に応じた場合は、協力金の対象となります。

4. 営業時間・営業日について

4-1. 従前、営業時間が午前9時から午後5時までの喫茶店です。この場合も営業時間を短縮すれば、協力金の交付対象となりますか。

→交付対象にはなりません。

営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにあるため、従前より午前5時から午後9時（1月18日以降は午後8時）までの時間帯で営業を行う飲食店は営業時間短縮要請の対象外であり、協力金の交付対象外です。また、終日休業した場合も対象外です。

4-2. 営業時間短縮の要請期間である1月12日から2月7日までの期間中に定休日が含まれますが、協力金の交付対象となりますか。

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を超えて営業しており、営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。

4-3. 営業時間短縮要請期間中、1月23日と1月24日のみ営業時間を短縮できず、午前10時から午後10時まで営業しました。協力金はどのように交付されますか。

→1月23日、24日は交付対象日数に含めることはできません。2021年1月12日から2月7日の期間において、営業時間の短縮に協力いただいた施設ごとに要請に応じた日数分を交付します。

4-4. 従前、毎日午前10時から午後8時までの営業としているが、営業時間短縮要請を強化する期間である1月25日のみ臨時で午後8時を超えて営業を行う予定です。この日を営業時間短縮した場合、協力金の交付対象となりますか。

→営業時間短縮要請を強化する期間中、臨時で午後8時を超えて営業を行う予定であった施設についても、午後8時まで短縮すれば、その日は対象となります。

4-5. 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合、協力金の交付対象となりますか。

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を超えて営業している施設が、時間短縮もしくは終日休業をした場合に対象となります。

また、この場合は定休日も交付対象日数に含みます。

4-6. 午後9時（1月18日以降は午後8時）までの営業とはどういう意味でしょうか。ラストオーダーを午後9時（1月18日以降は午後8時）にすればよいですか。

→午後9時（1月18日以降は午後8時）までにお客様に退店いただき、閉店する必要があります。

4-7. 従前、午後9時まで営業していた酒類を提供する飲食店が、営業時間短縮要請期間中、午後8時までに営業時間短縮した場合は、協力金の対象となりますか。

→1月12日から1月17日までの間は、従前より午前5時から午後9時までの時間帯を超えて営業している施設が営業時間短縮要請の対象であるため、対象外です。

なお、1月18日から2月7日までの期間は、従前より午前5時から午後8時までの時間帯を超えて営業している施設が営業時間短縮要請の対象であるため、要件を満たせば、対象となります。

4-8. 従前、午後9時を超えて営業していた酒類を提供する飲食店が、営業時間短縮要請期間中、午後8時を過ぎてからはテイクアウトのみの営業（店内での飲食なし）とした場合、協力金の対象となりますか。

→対象となります。

営業時間短縮要請に応じて、施設内に人が集まらない業態へ変更した場合も、営業時間短縮を行った場合と同様に協力金の交付対象となります。

4-9. 従前、午後9時を超えて営業していた酒類を提供する飲食店が、営業時間短縮要請中は午後9時までに営業時間短縮した場合に、協力金の対象になりますか。

→1月12日から1月17日までの期間においては、対象となります。

1月18日から2月7日までの期間においては、午後8時までに営業時間を短縮する必要がありますので、対象外です。

4-10. 従前、午後8時を超えて営業していた「酒類を提供する飲食店等」が、1月18日から2月7日までの期間は、酒類の提供を午後7時までに短縮し、それ以降は酒類を提供せずに店内での飲食営業を継続する場合は、協力金の交付対象となりますか。

→交付対象にはなりません。

今回の要請は、施設内に人が集まる状態を可能な限り回避するため、施設の営業時間の短縮を要請するものであり、酒類の提供時間の短縮のみを要請するものではありません。

5. 「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示について

5-1. PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。

→業種別のガイドラインの遵守、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッ

カーとポスターの掲示が協力金の交付の条件になります。

ただし、「安全・安心宣言施設」に登録していない場合は、できるだけ速やかに「安全・安心宣言施設」への申請を行い、登録された上で、協力金の申請を行ってください。届出中の場合は、登録後、PRステッカーとポスターを掲示していることを条件に協力金の交付対象となります。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したPRステッカー・ポスターを掲示していただいても差し支えありません。

※「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

5-2. 「安全・安心宣言施設」とは何ですか。また、登録はどのように行うのですか。

→感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出ていただいた施設に対して、本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援するものです。

なお、「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

- ▶ 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」について (PRステッカー・ポスター)

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

5-3. 期間中を通して終日休業するが、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要ですか。

→休業する場合も県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要です。

5-4. PRステッカーとポスターの掲示が遅れた場合、協力金は受け取れないのですか。

→万一、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示が遅れた場合であっても、実態として、業種別ガイドラインを遵守したうえで、営業時間の短縮にご協力いただいているのであれば、協力を開始した日から、協力金の交付対象日数に含めることが可能です。

6. 交付金額（要請に応じた日数）の考え方について

6-1. 営業時間短縮要請期間の全ての期間において、営業時間短縮を行わないと協力金の交付対象になりませんか。

→営業時間短縮要請期間において、営業時間の短縮(休業含む)を行った日について、施設ごとに要請に応じた日数分を交付します。

6-2. 要請対象施設を複数持つ場合は、すべての施設で要請に応じないと協力金は受けられませんか。

→要請対象施設については、全面的に営業時間短縮要請にご協力をお願いします。な

お、協力金については、協力いただいた施設ごとに要請に応じた日数分を交付します。

7. 他の協力金等の重複支給について

7-1. 12月18日から1月11日までの営業時間短縮要請に対する協力金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→これまでの休業要請、営業時間短縮要請に対する協力金の支給を受けた事業者も、交付対象となります。

7-2. 国の持続化給付金や家賃支援給付金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→交付対象となります。

7-3. 他の都道府県の協力金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→交付対象となります。

7-4. 今回の協力金は課税対象となりますか。

→法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるとのこと。

8. 申請書類について

8-1. 税務署に確定申告書は提出済みですが、紛失等により控え（写し）がない場合は、どうすればよいですか。

→管轄の税務署にて、次のいずれかの方法により、写し等を提出してください。

①「保有個人情報開示請求」により、確定申告書の写しの交付を受け、提出する。

②「申告書等閲覧申請」により、確定申告書を閲覧・撮影し、その写真を印刷したものを提出する。

8-2. 個人事業主の開業又は法人の設立後、申告時期が到来していないため、確定申告書を提出できない事業者は何の書類を提出すればよいですか。

→次の代替書類を両方提出してください。

①個人事業主の開業届または法人の法人設立届の控え

②営業実績のある直近3か月間の月末締め経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）

8-3. 税務署に開業届は提出済みだが、紛失してしまった場合は、どうすればよいですか。

→管轄の税務署にて、次のいずれかの方法により、写し等を提出してください。

①「保有個人情報開示請求」により、開業届の写しの交付を受け、提出する。

②「申告書等閲覧申請」により、開業届を閲覧・撮影し、その写真を印刷したものを提出する。

8-4. 確定申告の申告時期未到来の個人事業主で、開業届を提出していない場合は、どうすればよいですか。

→管轄の税務署に開業届を提出した上で、申請書に添付してください。

8-5. 「飲食店営業許可書（証）」「喫茶店営業許可書（証）」の代わりに、別の営業許可証（風営法関係の営業許可証・届出書等）を提出してもよいですか。

→別の営業許可証のみでは、対象外となります。

1月12日から1月17日までの期間は「酒類を提供する飲食店等」が対象であるため、飲食店営業許可証が必須となります。1月18日から2月7日までの期間は「飲食店等」が対象であるため、飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証が必須となります。

8-6. 複数施設について協力金を申請する場合、何枚の営業許可証を提出すべきですか。

→複数施設分を申請する場合は、申請する施設すべての営業許可証を提出いただきます。

8-7. 「ホームページ画面の写しやポスターやチラシの写真など」には、何が記載されていればよいですか。

→次の項目が確認できる書類を提出してください。

- ・元々の営業時間、及び変更後の営業時間
- ・営業時間短縮を行った期間（始期・終期）
- ・酒類の提供時間

県ホームページにて記載例を掲載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyouryokukin210112.html>

なお、複数施設分を申請する場合は、申請する施設すべての営業時間を短縮したことが分かる書類をご提出ください。

8-8. 本人確認書類の氏名や住所が、変更等により、申請者氏名・住所と一致しません。何か追加で提出すべきですか。

（結婚等による改姓、外国籍の方の通名の使用、住所の変更など）

→本人確認書類の裏面に変更履歴が記載されていれば、裏面の写しも添付してください。

または、氏名や住所変更履歴の記載、本名と通名の併記のある住民票や戸籍謄本などを提出してください。

9. 提出書類の省略について

9-1. 提出書類を省略できる事業者は誰ですか。

→前回協力金（12/18～1/11 実施分）を申請している事業者の方のみが対象です。

9-2. 提出を省略できる書類は何ですか。

→前回協力金（12/18～1/11 実施分）で申請した内容と同じ内容の書類のみ省略することができます。

省略できるのは次の書類です。ただし、このうち、前回と内容が異なる書類は提出が必要です。

- ・ 営業活動を行っていることが分かる事業実績関係の書類（確定申告書の写し 等）
 - ・ 営業活動を行っていることが分かる営業許可関係の書類
（飲食店営業許可書（証）または喫茶店営業許可書（証）の写し）
 - ・ 本人確認書類（代表者の運転免許証または健康保険証の写し 等）
 - ・ 振込先口座が分かる書類（通帳またはキャッシュカードの写し）
 - ・ 中小企業者であることが分かる書類*
（従業員数が分かる書類の写しとして法人事業概況説明書 等）
- ※1月12日から1月17まで日の期間について申請する法人のみ

9-3. 必ず提出しなければいけない書類は何ですか。

→必須書類は次の書類です。

- ・ 申請書（交付申請書兼請求書）
- ・ 誓約書
- ・ 申請する施設すべての営業時間短縮（休業含む）の状況が分かる書類
（ホームページの画面の写しまたはポスターやチラシの写真 等）

9-4. 前回協力金（12/18～1/11実施分）の申請から対象施設数が増える場合に、すべての施設分の営業許可書（証）が必要ですか。

→既に提出済みの飲食店営業許可書（証）で内容が変わらないものは省略できますが、増えた施設にかかる飲食店営業許可書（証）は必ずご提出ください。

10. Web申請書作成システム（1/12～2/7実施分）について

10-1. Web上での書類作成はいつから開始になりますか。

→受付開始後、準備が整い次第すみやかに開設する予定です。開設されましたら、県のホームページにてお知らせいたします。

10-2. Web上で申請ができますか。

→Web上では申請は完了しません。Web上で項目に入力すると、申請書及び誓約書を印刷できます。印刷した申請書及び誓約書にその他必要な書類を添えて、郵送で申請していただく必要があります。